

令和 7 年度全国年金委員研修
年金制度改正の実務と留意点

令和 8 年 1 月 1 9 日



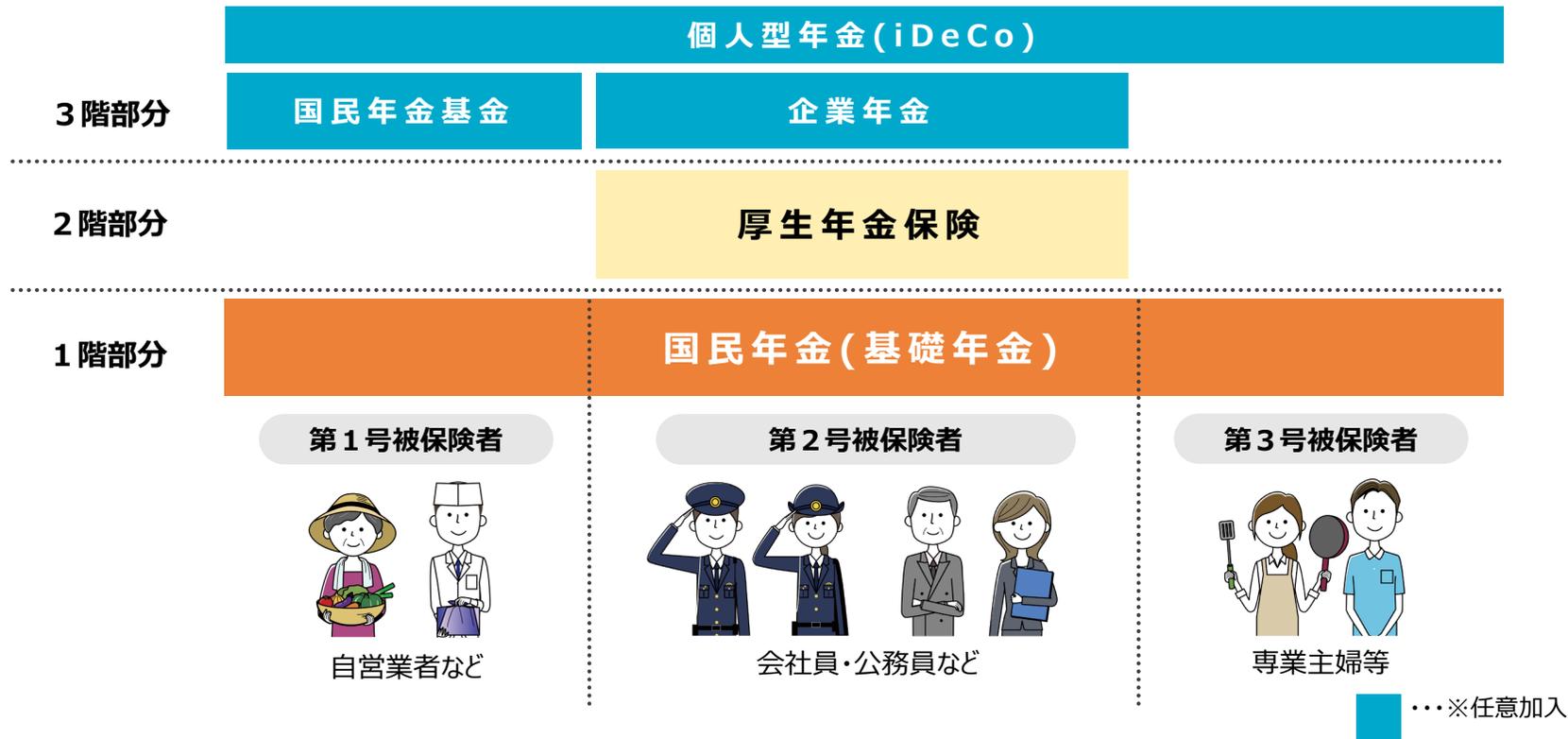
厚生年金保険部

目次

- 1 年金制度の仕組み . . . 3
- 2 公的年金制度とライフコース . . . 4
- 3 改正のポイント（短時間労働者の適用拡大） . . . 5
- 4 実務と留意点（短時間労働者の適用拡大） . . . 9

年金制度の仕組み

- ✓ 年金制度は、「3階建て」の構造。
- ✓ 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



公的年金制度とライフコース



働き方・暮らし方に応じて加入

国民年金(基礎年金)

国民年金(基礎年金)+厚生年金保険

国民年金(基礎年金)

第1号被保険者



(20歳から)

毎月16,980円(定額)を負担
※ 令和6年度

第2号被保険者



(就職から)

月給の18.3%負担
(半分は会社が負担)

第3号被保険者



(20歳から)

負担なし
(第2号被保険者全体で負担)

転職、
暮らしの変化等

それぞれの保険料を納めた期間等(※1)を合算して10年以上あれば老齢年金(※2)を受けられます。
(※1) 第1号被保険者の保険料免除期間や第3号被保険者であった期間を含みます。
(※2) 厚生年金保険の加入期間があれば全て給付に反映されます。

(原則60歳まで)

(退職まで)

(60歳まで)

(65歳から)



月約6.8万円(満額)



月約14.9万円(平均) 令和元年度末



月約6.8万円(満額)

(亡くなるまで)

現役時代
保険料を負担

引退後
年金を受給

改正のポイント

(短時間労働者の適用拡大)

社会保険に加入する短時間労働者（現行制度）

【短時間労働者の適用要件】

- 従業員が常時 **51人以上の企業等**（令和6年10月以降）で働く、1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満の者であって、以下の**4つの要件を満たす者は、短時間労働者として健康保険及び厚生年金保険の被保険者**となります。

- ☑ 週の勤務（所定労働時間）が20時間以上であること
- ☑ 所定内賃金が月額8.8万円以上であること
- ☑ 2か月を超えて働く予定があること。
- ☑ 学生ではないこと

- 「令和7年改正法」において、短時間労働者の適用要件のうち、以下の2点が改正されます。

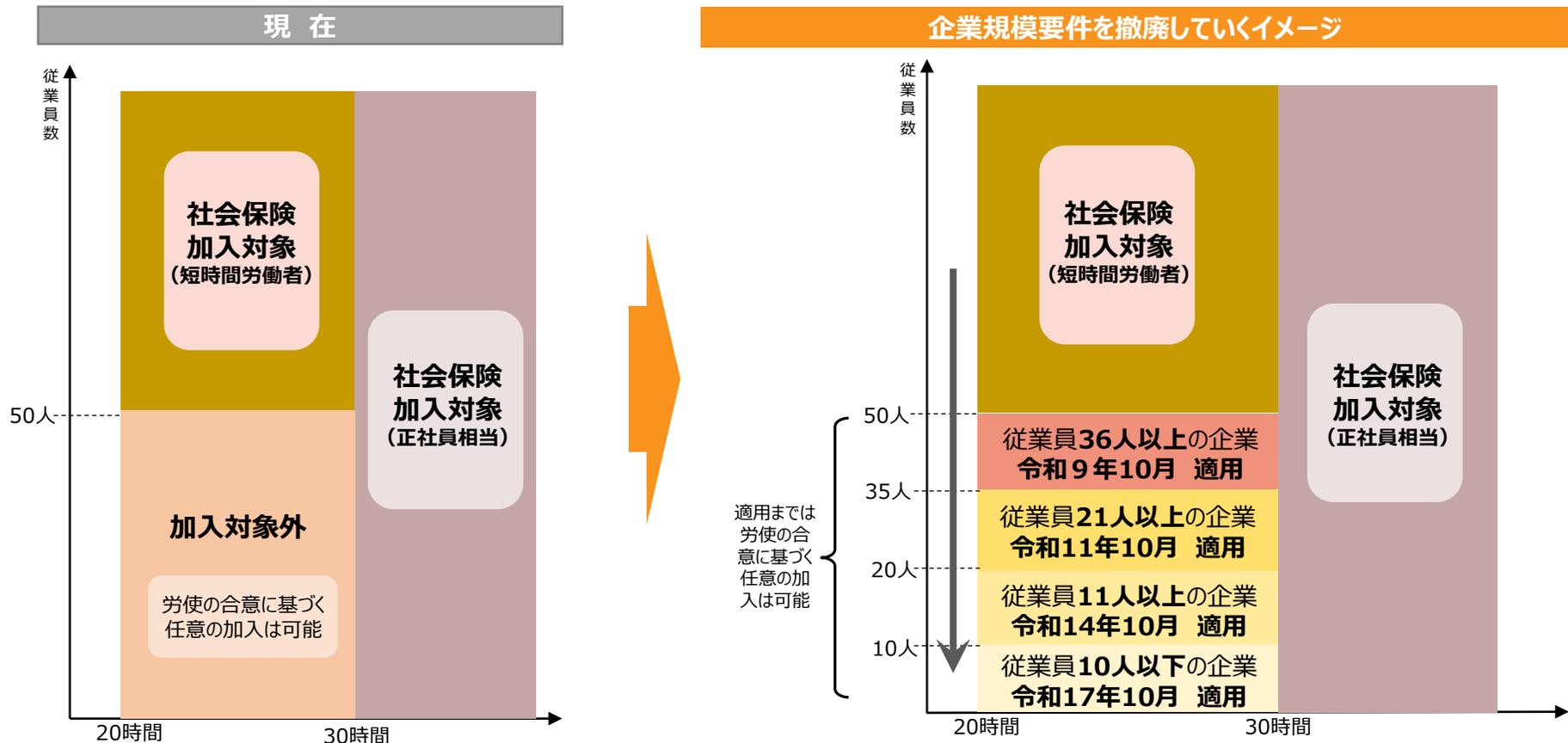
①短時間労働者の**企業規模要件を、段階的に縮小し、撤廃。**

②短時間労働者の**賃金要件を撤廃。**

短時間労働者の企業規模要件の縮小・撤廃

短時間労働者の企業規模要件については、10年かけて段階的に縮小し、最終的に撤廃。

⇒ 働く企業の規模にかかわらず、週20時間以上働けば、社会保険に加入できるようになります。



短時間労働者の賃金要件の撤廃

- いわゆる「**年収106万の壁**」として意識されていることなどと踏まえ、撤廃されます。
- 撤廃の時期は、全国の最低賃金の引上げの状況で判断されます。（法律の公布から3年以内）

現在

例) 2024年、地域別最低賃金の最低額 **時給951円**で働く場合、

週20時間 働いても

⇒ 月収 **8.2万円**

賃金要件8.8万円を下回るため

社会保険に加入しない

最低賃金
上昇

賃金要件を撤廃していくイメージ

例) 20XX年、地域別最低賃金が最低額 **時給1,016円** を上回る場合、
どの都道府県においても・・・

週20時間 働くと

⇒ 月収 **8.8万円 以上**

週20時間働くと自動的に
賃金要件8.8万円を上回るため

社会保険に加入

月額8.8万円以上の要件は撤廃

実務と留意点

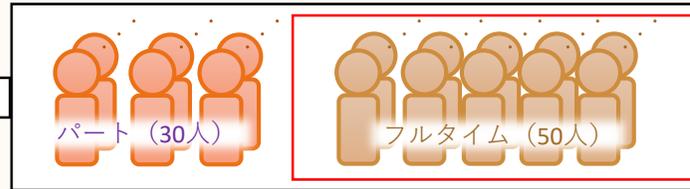
(短時間労働者の適用拡大)

企業規模要件について

1

企業規模要件の「従業員数」は、4分の3基準を満たす者を指し、それ未満のパート労働者を含まない

中小企業基本法上の
「従業員数」
(※パートを含む)
⇒ 80人



被用者保険適用上の企業規模
要件における「従業員数」
(※パートを含まない)
⇒ 50人

2

月ごとに従業員数をカウントし、1年間（12か月）のうち6か月で従業員数が企業規模を上回ることが見込まれた場合は適用対象となる

- ✓ 一度適用対象となったら、従業員数が基準を下回っても引き続き適用。ただし、同意対象者（被保険者（4分の3基準を満たさない短時間労働者を含む）及び70歳以上の使用される者）の3／4以上で組織する労働組合又は同意対象者の3／4以上の同意等で対象外となることができる

3

従業員数のカウントは、法人は同一の法人番号を有する全適用事業所単位、個人事業所は個々の適用事業所単位で行う

企業規模要件について（具体例①）

（事例 1）合併等により被保険者が増加し企業規模が基準を上回った場合

	令和7年			令和8年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
被保険者数（各月末時点の人数）	45	43	43	44	44	45	80	80	81	81	80	80	

≪Point≫

令和8年4月に基準を上回り、その後も基準を上回ることが見込まれることが明らかな場合

⇒令和8年4月から適用対象（特定適用事業所）となるため、「特定適用事業所該当届」が必要。

（事例 2）被保険者が毎月増減する場合

	令和7年			令和8年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
被保険者数（各月末時点の人数）	45	46	49	51 ①	49	51 ②	51 ③	49	51 ④	50	51 ⑤	52 ⑥	

≪Point≫

令和8年9月以前1年間に基準を上回った月が6ヵ月となった場合

⇒令和8年10月から適用対象（特定適用事業所）となるため、「特定適用事業所該当届」が必要。
ただし、届出が提出されない場合であっても、後日、機構から該当した旨のお知らせが送付されます。

☆ 特定適用事業所該当年月日に適用対象となる短時間労働者を雇用している場合は、資格取得届の提出が必要です。

企業規模要件について（具体例②）

（事例3）7年改正法施行時（令和9年10月）の取り扱い①

	令和8年			令和9年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
被保険者数（各月末時点の人数）	30	32	35	35	34	36 ^①	36 ^②	37 ^③	38 ^④	37 ^⑤	36 ^⑥	37	

«Point»

令和9年9月以前1年間に基準を上回った月が6カ月以上該当する場合

⇒令和9年10月施行時から適用対象（特定適用事業所）となり、機構から該当した旨のお知らせが送付される。

（事例4）7年改正法施行時（令和9年10月）の取り扱い②

	令和8年			令和9年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
被保険者数（各月末時点の人数）	40 ^①	41 ^②	40 ^③	40 ^④	40 ^⑤	40 ^⑥	41	40	20	20	20	21	

«Point»

令和9年9月以前1年間に基準を上回った月が6カ月以上該当しているが、施行日前に基準を下回った場合

⇒令和9年10月施行時から適用対象（特定適用事業所）となり、機構から該当した旨のお知らせが送付される。
 しかしながら、施行日前において基準を下回っている場合、「特定適用事業所該当取消申出書」を届出することで該当したことを取り消すことが可能。（施行時のみの取り扱い）

労働時間要件について

労働時間要件 ⇒ **週の所定労働時間が20時間以上**あること

週の「所定労働時間」とは？

就業規則、雇用契約書等により、その者が週に勤務すべき時間をいう（雇用保険の取扱いと同様）。

「所定労働時間」が週単位で決まっていない場合

- ① **1か月単位**で定められている場合
⇒ 1か月の所定労働時間を12分の52（※）で除して算定
（特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合は、その月を除いて算定）
- ② **1年単位**で定められている場合
⇒ 1年の所定労働時間を52（※）で除して算定
- ③ 1週間の所定労働時間が**短期的かつ周期的に変動**する場合
⇒ 平均により算定

（※）それぞれ、1年間の月数を「12」、週数を「52」として週単位の労働時間に換算

☆ 所定労働時間が週20時間未満である者が、業務の都合等により恒常的に実際の労働時間が週20時間以上となった場合は、連続する2月において引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる状況となれば、**実際の労働時間が週20時間以上となった月の3月目の初日に被保険者の資格を取得します。**

労働時間要件（具体例）

（事例 1）所定労働時間が週20時間未満の短時間労働者の場合（加入対象にならない例）

	令和7年								令和8年				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
月の労働時間数	83	82	86	87	83	87	82	95	85	87	86	87	85

≪Point≫

週20時間以上 = 月の労働時間 約86.7時間以上 の月が連続していない

⇒厚生年金保険被保険者の加入対象にはなりません。

（事例 2）所定労働時間が週20時間未満の短時間労働者の場合（加入しなければならない例）

	令和7年								令和8年				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
月の労働時間数	86	85	86	87	85	85	92	95	90	87	86	87	85

短時間労働者として資格取得が必要

≪Point≫

週20時間以上 = 月の労働時間 約86.7時間以上 の月が令和7年11月から連続している

⇒所定労働時間が週20時間未満である者でも、実際の労働時間が連続する2月において週20時間以上となった場合で、引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる場合は、実際の労働時間が週20時間以上となった月の3月目の初日（事例では令和8年1月1日）に被保険者の資格を取得します

学生要件について

原則として学生は適用対象外

大学、高等学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る）等（※）に在学する生徒又は学生 ⇒ **適用対象外**

（※）その他、除外対象となる学校などは、厚生年金保険法施行規則第9条の6に列挙

例外（適用拡大の対象になりうる者）

- 卒業見込み証明書を有し、卒業前に就職し、**卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の者**
- **休学中の者**
- 大学の**夜間学部**及び高等学校の**夜間等の定時制**の課程の者など

☆ 労働時間が通常の労働者の4分の3以上の基準を満たす学生については、一般の被保険者として厚生年金保険の適用対象となります。（学生を適用対象外とするのは、短時間労働者の場合に限る）

勤務期間要件について

雇用期間の見込みが2か月超は適用

フルタイム労働者と同様の基準が適用され、雇用期間の見込みが**2か月超**の場合に被用者保険の適用対象となる

雇用期間2か月以内であっても適用される場合

- ① 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合
- ② 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により**最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合**

など、雇用期間2か月以内の場合であっても、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれる者については、当初から適用。

☆ ①②のいずれかに該当するときでも、労使双方により、最初の雇用契約の期間を超えて雇用しないことにつき合意しているときは、雇用契約の期間を超えることが見込まれないとして取り扱う。

社会保険適用拡大に関する広報コンテンツ

令和6年、厚生労働省ホームページ内の「社会保険適用拡大特設サイト」をリニューアル。インターネットを通じて、適用拡大に関する**動画・チラシ・ガイドブック**等の提供や、「**専門家活用支援事業**」等の各種支援事業に関する案内を行っている。

厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト

厚生労働省から法律改正のお知らせ

NEW

社会保険適用拡大の対象となる企業等の「人事・労務管理者のみなさま」や社会保険加入のメリットや手取りや年金額の変化を知りたい「従業員のみなさま」向けのサイトを公開しました。

人事・労務管理者のみなさま
社会保険適用拡大のこんなとき！どうする？

従業員のみなさま
社会保険加入のメリットや手取りの額の変化について

<p>従業員数100人以下の事業主のみなさまへ</p> <p>社会保険適用拡大について詳しく知りたい方へのご案内です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象企業、社内準備 社会保険料かんたんシミュレーター 支援制度 期日前の適用拡大 <p>詳しくはこちらへ</p> <p>社会保険料かんたんシミュレーター</p>	<p>パート・アルバイトのみなさまへ</p> <p>社会保険適用拡大について詳しく知りたい方へのご案内です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる方 メリット：年金・医療 タイプ別年金受給額・年金保険料額（パート・アルバイトの方） 年金額・保険料シミュレーション <p>詳しくはこちらへ</p> <p>年金額・保険料シミュレーション</p>	<p>配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ</p> <p>社会保険適用拡大について詳しく知りたい方へのご案内です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる方 メリット：年金・医療 タイプ別年金受給額・年金保険料額（扶養されている方） 年金額・保険料シミュレーション <p>詳しくはこちらへ</p> <p>年金額・保険料シミュレーション</p>
---	--	--

厚生労働省から法律改正のお知らせ

事業主のみなさまへ

社会保険適用拡大ガイドブック

適用拡大特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

厚生労働省 日本年金機構 Japan Pension Service

パート・アルバイトのみなさまへ
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

社会保険適用拡大ガイドブック

適用拡大特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

厚生労働省 日本年金機構 Japan Pension Service

社会保険適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

適用拡大に関するQ & A集や届書の申請等については日本年金機構ホームページをご覧ください。

社会保険適用拡大 人事・労務管理者向け手引き

「社会保険適用拡大特設サイト」で提供しているガイドブック等の紹介

■ 全体構成(全16ページ)

人事労務管理者向けに手引きの使い方について説明した動画にご案内します

人事労務担当者の疑問にそって読み進められる手引きです。

疑問点だけを確認することも可能です。

従業員のよくある疑問を解消するためのチラシの使い方や社内周知の方法を調べることができます。

厚生労働省が提供しているTPOに合わせた広報コンテンツのご案内です。

(例)社内での進め方

適用拡大の対象になった場合には、企業内における説明を計画的に進めることが重要となります。

どのようなことを考慮する必要があるのか、どのように進めたらよいのか等、先行の企業における好事例のヒアリングから得られた情報を元に社内計画の立て方や社内承認を得る上での説明のポイントを確認できます。

(例)従業員への説明

パート・アルバイトで働く方のシフト管理などの労務管理は、現場管理者が行っているケースも多くあります。

現場管理者が従業員に説明する上での伝達方法や、従業員の属性による説明のポイントを確認できます。

詳細なご疑問のQ&Aチラシ

社会保険加入の詳細な要件など、従業員のような疑問に回答するためのQ&Aを確認することができます。

「適用拡大に関する好事例を踏まえた人事・労務管理者向け手引き」について有効に活用していただけるよう、活用方法がわかる解説動画(5分程度)で使い方が確認できます。

社会保険適用拡大 従業員向けチラシ

「社会保険適用拡大特設サイト」で提供しているチラシの紹介

「社会保険加入のメリット」チラシ

「社会保険加入を考える3ステップ」チラシ

社会保険 加入のメリット!

対象者 1分で分かる!動画はこちら

社会保険(健康保険、厚生年金保険)に加入した場合、賃金の支払いが滞りももの、辞職や中途の退職が事実となることから、対象者の権利が拡大されていきます。以下でその内容を詳しくご紹介します。

1 週の勤務時間が20時間以上 **2 給与が月88,000円以上**

3 2ヶ月を超えて働く予定がある **4 学生ではない**

医療メリット 1分で分かる!動画はこちら

1 傷病手当金 業務外の病気やけがで仕事を休んだ場合、健康保険に加入している場合は、最大166日、給与の2/3の金額が受け取れます。

2 出産手当金 出産の前後を休んだ場合、産休や育児休業中の給与が自己負担でなくなる場合、給与の2/3の金額が受け取れます。

社会保険の加入要件やメリットを図解で確認できます。縦型1分ショート動画で確認できます。



傷病手当金や出産手当金の給付内容について図解で確認できます。給付金額のイメージができるよう計算例も掲載しています。

社会保険加入 考える 3ステップ!

STEP 1 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入による月給(月額)について考えてみましょう。

項目	社会保険未加入時(月給)	社会保険加入時の月給(概算)
基本給	40,000円	40,000円
健康保険料	3,800円	4,500円
厚生年金保険料	13,000円	9,000円
雇用保険料	600円	500円
労務費	2,000円	500円
手取り月給(概算)	76,000円	95,000円

STEP 2 社会保険加入による保障の違いについて考えてみましょう。

項目	社会保険未加入時	社会保険加入時
年間収入(40万円)	約80万円	約92万円
保障	保障なし	約2,180円/月(労務費)

STEP 3 ご家族や周りの方にも相談して働き方を考えましょう。

自分の手取り額の変化を調べるためのシミュレーターを案内しています。



手取り額の変化のイメージを縦型1分ショート動画で確認できます。



年金メリット 厚生年金保険に加入すると、年金が増えます。

加入前(国民年金のみ) → **加入後(国民年金+厚生年金保険)**

年金額の増額例 1分で分かる!動画はこちら

年齢	15万円	20万円	25万円
65歳時	19,000円	24,000円	29,000円
70歳時	24,000円	29,000円	34,000円
75歳時	29,000円	34,000円	39,000円
80歳時	34,000円	39,000円	44,000円
85歳時	39,000円	44,000円	49,000円
90歳時	44,000円	49,000円	54,000円
合計	約220万円増		

社会保険加入による変化を計算してみましょう

手取り額のシミュレーション 社会保険加入による手取り額の変化を確認できます。

年金額のシミュレーション 社会保険加入による年金額の変化を確認できます。

厚生年金保険に加入した場合の、年金額の変化について図解で確認できます。給付金額のイメージができるよう計算例も掲載しています。

自分の年金額の変化を調べるために公的年金シミュレーターをご案内しています。

将来の年金額について計算してみよう!

ねんきん定期便をお持ちの場合

1. ねんきん定期便の2次元コードを読み取る

2. スマートフォンで読み込んで年金額の変化を調べる

ねんきん定期便をお持ちでない場合

1. 公的年金シミュレーターのサイトから登録、加入期間などを入力することにより年金額の計算が可能です。

ねんきん定期便に記載の二次元コードをスマートフォンで読み込んで年金額の変化を調べる「公的年金シミュレーター」を案内しています。

操作手順のイメージは縦型1分ショート動画で確認できます。



公的年金シミュレーター

個々人の現在の状況と働き方・暮らし方の変化に伴う将来の年金額の見通しを「見える化」し、老後の生活設計をより具体的にイメージできるシミュレーションツール。

■ 公的年金シミュレーターの特徴

【簡単でスムーズな操作性】

- ・ID・パスワードは不要で、すぐに試算を始めることができます。「ねんきん定期便」の二次元コードを利用すれば、よりスムーズに入力が可能。検索サイトなどからのアクセスも可能。

【グラフを表示しながら試算できる】

- ・スライダーを動かすと年金額の変化が一目で分かる。

【データ管理も安心・安全】

- ・個人情報記録、保存されません。



■ 公的年金シミュレーターの使い方



社会保険適用拡大特設サイト
マスコットキャラクター
「あんしん招き猫」



ご清聴ありがとうございました

ご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にお問い合わせください。